

貸付制度	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス対策衛経
ご利用いただける方	一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少 している方 2 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、 最近1ヶ月の売上高 が次のいずれかと比較して 5%以上減少 している方 (1)過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高	最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して 5%以上減少 した者であって、売上減少申告書等を提出できる方
資金使途	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
融資限度額	6,000万円(別枠)	1,000万円(別枠) (注)マル経(コロナ)の別枠と合わせて1,000万円以内
適用利率	基準利率(災害)1.36%…返済期間により異なる ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%=0.46%、4年目以降は基準利率	【当初3年間】特別利率F(1.21%)-0.9%=0.31% 【4年目以降】特別利率F(1.21%) (注)利率低減措置はコロナ特別貸付と合わせて3,000万円以内
利子補給 (実質無利子化)	詳細は検討中。現時点で判明している内容は次のとおり 【ご利用いただける方】新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 [個人]小規模事業者:要件なし 中小企業者:売上高▲20%以上 [法人]小規模事業者:売上高▲15%以上 中小企業者:売上高▲20%以上 (注)小規模事業者とは卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」。中小企業者とはこの他の中小企業 【補給限度額】融資限度額のうち3,000万円以下の部分 【補給期間】当初3年間 【補給方法】未定(公庫に返済後、支払済み利子額を実施機関から補給となる模様。実施機関は未定)	適用なし
ご返済期間	設備資金 20年以内(うち据置5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置5年以内)	設備資金 10年以内(うち据置4年以内) 運転資金 7年以内(うち据置3年以内)
担保	無担保	無担保・無保証人
提出書類	<input type="checkbox"/> 借入申込書 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 <input type="checkbox"/> 生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」 <input type="checkbox"/> 【個人営業の方】最近2期分の申告決算書 <input type="checkbox"/> 【法人営業の方】最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書含む) ・初めの方は法人の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/> 生活衛生関係営業経営改善資金借入推薦依頼書(借入申込書) <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 <input type="checkbox"/> 市府民税・事業税の納税証明書又は領収証 <input type="checkbox"/> 設備資金申込みの方は工事等見積書 <input type="checkbox"/> 【個人営業の方】最近2期分の確定申告書 <input type="checkbox"/> 【法人営業の方】最近2期分の確定申告書・決算書 ・初めの方は法人の履歴事項全部証明